○農林水産省

一一二〇一　保安林の指定をする件　二　一一
一一二〇二　保安林の指定を解除する件　二　一一
一一二〇九　種苗法第十三条第二項の規定に基づき、品種登録出願を取り下げた件　二　一二
一一二一七　保安林の指定をする件　三　一二
一一二一八　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　四　一二
一一二三五　保安林の指定をする件　五　一二
一一二三六　保安林の指定施業要件を変更する件　五　一二
一一二四五　保安林の指定をする件　六　一二
一一二四六　〃　九　一三
一一二五三　口蹄疫対策特別措置法第四条第一項の農林水産大臣が指定する地域の指定を解除する件　一〇　一三
一一二五四　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　一〇　一三
一一二六五　肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び農林水産大臣が定める月齢を定める件の一部を改正する件　一一　一四
一一二六六　保安林の指定をする件　一一　一四
一一二七四　保安林の指定を解除する件　一一　一四
一一二八二　肥料を登録した件　一一　一五
一一二八三　肥料の登録の有効期間を更新した件　一一　一五
一一二八四　肥料の名称又は生産業者若しくは輸入業者の名称若しくは住所の変更に係る届出があった件　一一　一五
一一二八五　肥料の登録を失効した件　一一　一五
一一二八六　種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件　一二　一五
一一二八七　出願公表後に名称変更がなされた件　一二　一五
一一二八八　動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件　一二　一五
一一二八九　動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量を定める等の件の一部を改正する件　一二　一五
一一二九〇　家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件の一部を改正する件　一三　一五
一一二九一　保安林の指定をする件　一三　一五
一一二九七　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一三　一五
一一三〇八　保安林の指定をする件　一七　一六
一一三一五　保安林の指定施業要件を変更する件　一七　一六
一一三一七　トルコ産グレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件　一八　一六
一一三一八　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　一七
一一三一九　農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　一七
一一三二〇　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　一八　一七
一一三二一　保安林の指定をする件　一八　一七
一一三二八　保安林の指定施業要件を変更する件　一八　一七
一一三二九　保安林の指定をする件　一九　一七
一一三三八　地すべり防止工事を完了した件　一九　一七
一一三四〇　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　一七
一一三四二　農薬を登録した件　一九　一七
一一三四三　農薬を再登録した件　一九　一七
一一三四五　保安施設地区の指定をする件　二〇　一七
一一三四六　保安林の指定をする件　二〇　一七
一一三五八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　二〇　一七
一一三五九　肥料を登録した件　二三　一七
一一三六一　肥料の登録の有効期間を更新した件　二三　一七
一一三六二　生産業者又は輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件　二三　一七
一一三六三　肥料の登録を失効した件　二三　一七
一一三六四　肥料の仮登録の有効期間を更新した件　二三　一七
一一三六五　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件　二四　一八
一一三六六　保安林の指定をする件　二四　一八
一一三六七　保安林の指定施業要件を変更する件　二四　一八
一一三七二　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　二五　一八
一一三七四　種苗法第十三条第一項の規定に基づく品種登録出願を公表する件　二五　一八
一一三七五　出願公表後に名称変更がなされた件　二五　一八
一一三七六　指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十九条第一項ただし書の規定に基づく漁獲物等の転載の許可について農林水産大臣が告示する海域を定める件の一部を改正する件　二六　一八
一一三七八五　保安林の指定をする件　二六　一八